

ノミ。狹義ナル赦罪權即チ判決ヲ以テ宣告シタル刑ノ全部又ハ一部ヲ免赦シ、或ハ減等シ、或ハ變換スルノ權、及大赦ノ權（アムネスチー）即チ未ダ審問ニ著手セザル前ニ於テ糾罪ヲ禁ズルノ權等ハ舉ゲテ盡ク無限ニ國王ニ屬ス。

是ヲ以テ此ノ事項ヲ刑法ニ制定スルハ不可ナリ。況ヤ此ニ論ズル所ノ範圍ハ甚ダ狹ク且狹カラザルヲ得ザルニ於テヲヤ。其他注目スベキハ左ニ掲グル事項トス。

一、第七十五條ニ於テ復權（レハビリタチヨン）ノ權ヲ制限スルハ理由ナキニ似タリ。  
 二、有罪ノ判決ヲナシタル後大赦ヲ行フハ常例ノ外ナリ、又大赦ハ復權及刑ノ變換ニ於ケル如ク狹義ノ赦罪權ニ屬スベキナリ。

三、赦罪權ノ執行ハ二三ノ場合ニ於テ一定ノ官廳ニ委任スルヲ得ル點ヨリ見レバ、第七十七條ハ甚ダ精密ヲ缺ク、例ヘバ收税ニ關スル輕罪ニ關シテ大藏大臣、小額ノ罰金又ハ科料ニ關シテハ司法大臣、郵便ニ關スル違警罪ニ關シテハ驛遞視監ニ委任スルガ如シ（リヨンネ普國々法論第一卷第五十八條）

第七十八條 ヨリ第八十八條ニ至ル此諸條ハ刑ノ加減等ニ關スル規程ヲ掲グ、獨逸刑法ニハ此規程ヲ掲ゲズ、何トナレバ獨逸ノ裁判官ハ其意見ヲ以テ法律ニ定メタル範圍ニ於テ刑ヲ量定スル權ヲ有シ、又減輕スベキ情狀アル場合ニ於テハ適用スベキ刑ノ最下限ヲ定ムルヲ常例トスレバ

ナリ。

此數條ニ於テ加減等ヲ一般ニ詳定スルハ各箇ノ場合ノ爲メ其刑ヲ豫定センコトヲカムル立法者ノ企圖ニシテ、裁判權ノ範圍ニ侵入シ、爲メニ裁判官ニ法律上ノ規程ヲ器械的ニ適用スルノ餘地ヲ遺スノミ、加之何レノ場合ニモ通ズル規程ヲ設ケ、重罪ノ各種ヲ參酌スルコトヲ束縛スルノ點ヨリ論ジテモ亦弊害アリ、例ヘバ獨逸刑法ニ於テハ單一ノ殺害ヲ五年以上ノ懲役ニ處シ、減輕スベキ情狀アル場合ニ於テハ六ヶ月以上ノ禁錮ニ處ス、日本刑法草案第三百三十一條ニ於テハ此ノ重罪ヲ終身苦役ニ處ス、減等スベキ情狀アル場合ニ於テハ二等ヲ減ジ得ルニ過ギズ、日本刑法草案ニ於テハ縱令減輕スベキ情狀アルモ其刑ハ尙ホ重キ重罪刑ニ止マルト雖、獨逸刑法ニ從ヘバ其刑ヲ輕キ輕罪刑ニ變更スルモノトス。例ヘバ犯人一時非常ノ憤怒及激動ニ乘ジテ罪ヲ犯シタル時、即チ姦夫トシテ捕ヘラレタル被殺者ノ過失ニ起リシ場合ノ如キ是レナリ。是ヲ以テ刑ヲ等ニ從テ酌定シ、其適用ヲ豫定スル本案ノ加減、例バ其場合ノ情狀ヲ參酌シテ犯罪ヲ公平ナル刑ニ處スルノ妨ゲトナルコト余ノ信ジテ疑ハザル所ナリ。獨逸刑法ニ於テハ斯クノ如キ妨害ノ存スルナキヲ以テ之ヲ愈レリトスベシ。

各個ノ重罪ニ於テハ後條ニ至リ一般ノ酌定法ヨリ例外アリ、例ヘバ第三百四十九條ニ從ヘバ殺害ノ刑ヲ三等ヨリ四等迄減等スルヲ得ルガ如キ是レナリ。此事タル元來第一百一條ニ掲ゲタル定



則ト矛盾セリ。然レドモ是レ各個ノ犯罪ニ一般ノ酌定法ヲ實行スベカラザルノ實證ナリ。獨逸刑法ニ於テハ只年少ノ犯人ノ爲メ第五十七條ニ於テ一般ノ刑ノ酌定法ヲ掲ゲタリ。

第八十條ニ於テ「國事ノ刑」ナル語ヲ掲ゲタリ。是レ分明ナラザル語ナレドモ、恐クハ國事犯ノ刑ト云フ意味ナルベシ。元來立法者及裁判官ノ地位ヨリ之ヲ見ルトキハ、國事犯ナル語ハ甚弊害アルモノナリ、故ニ國事刑ナル語モ亦全ク採用スベカラザルモノトス。此語ハ國事犯ハ普通犯ヨリ寛和ニ酌量サレ、且鄭重ナル取扱ヲ受クベキ意味ヲ有スルモノナリ。然レドモ國事犯罪人ハ此意味ヨリハ反對ノ待遇ヲ受クベキヲ正當トス。何トナレバ國事犯ハ只ニ各個人ニ對スルノミナラズ、現在ノ國家ノ秩序及法律上ノ秩序ニ對シ、且秩序全體ニ對シテ一層大ナル損害ヲ與フルモノナレバナリ。此語ハ政事上ニ於テ往々採用セラレタリ。然レドモ立法上ニ於テハ全ク擯斥セラレザルベカラザルノ語ナリ。獨逸國ニ於テハ城寨禁錮ナル刑アリ、然レドモ是レ國事刑ニアラズ、犯人ノ教育及思想ニ注意シテ自由ヲ褫奪スル刑ノ輕キ種ニ屬セリ、故ニ此刑ハ單ニ國事犯人ニノミ加フルモノニアラズ。

第八十九條 本條ニ於ケル「マンゲル。テス。ウイルレンス。」(意ナクシテ)ノ欄外附記ノ語ハ次條ノ附記ト顛置シタルモノナリ。此條ニ於テハ「マンゲル。デル。アブジイヒト。」(故意ナク)ト言ヒ、次條ニ於テハ「マンゲル。デルフライハイト」(自由ナク)ト附記セザルベカラズ。

「アブシイヒト。ツフジャーデン」(害スル意)ナル要件ハ削除スベシ、或ハ此要件ハ罪ヲ犯スノ意ト必ズ吻合スルモノナリ。然ルトキハ別ニ此語ヲ記載スルハ無用ノ事タリトス。或ハ此語ヲ罪ヲ犯スノ意ヨリ分離スルコトアリ、然ルトキハ處刑上ノ要件ニハアラザルナリ。若シ此要件ヲ別段ニ記載シタルトキハ、此ヨリシテ凡ソ罰ヲ科スルハ罪ヲ犯カスノミナラズ、是ヨリシテ罪ニ因テ害ヲ生ゼント欲スルモノナルベシト云フ誤謬ヲ來タスベシ。然レドモ此意ハ處刑ニ就テハ此意ノ無用ハ固ヨリ論ズル所ニアラズ。

「アブシヒト。デイ。テアト。ツブベデーエン」(罪ヲ犯スノ意)ナル要件モ亦甚ダ考フベキノ語ニシテ、此要件ハ獨逸白耳義其他諸國ノ刑法中ニハ掲ゲズ、是レ甚ダ理由アルコトナリ。其一ニハ此要件ハ過誤ノ行爲(假令此行爲者ハ罰スベキモノナルニモセヨ)ニ適當セズ、又其一ニハ故意ヲ以テスル行爲ニ在テハ明白ニ或ハ暗ニ自然其行爲ノ法律上ノ事實ニ包含セラル、モノナリ。故ニ本條ニ於テ此除刑ノ理由トシテ特ニ記載スルヲ要セズ、又多クノ違警罪特ニ警察上ノ違警罪ニ在テハ通例故意ト過誤トヲ問ハザルモノナリ。

凡テノ行爲ヲ罰スルニハ法律上刑ヲ科スベキ行爲アルヲ以テ足レリトス。罰セラルベキ行爲ノ事實ハ各重罪刑等ニ就テ精密ニ規程セザルベカラザルモノニシテ、各場合ニ於テ此事實悉ク備ハリタルトキハ刑ニ處セザルベカラズ、然モ悉ク備ハラザルトキハ然ラザルモノトス。又多ク



ノ場合ニ於テハ一定ノ故意アリテ事實中ニ含有セラルベキモノトス。例ヘバ窃盜ニ在テハ物件ヲ他人ノ權利ヲ侵シテ領得スルノ意、殺害ニ在テハ人ノ生命ヲ奪フノ意、身體傷害ニ在テハ殘行ヲ加フルノ意ヲ要スルガ如シ。

刑法ニ於テ罰セラルベキ行爲ノ事實トシテ一定ノ權利ヲ侵スノ意ヲ求ムルトキハ、各重罪又ハ輕罪ニ就テ特ニ之ヲ定メザルベカラズ。斯クノ如キ意ヲ要セザルモノトセバ此意ハ處刑ノ要件ニ屬セザルモノトス。是ヲ以テ罪ヲ犯スノ意ヲ以テ處刑ノ一般ノ要件ト做スコトハ、一ニハ無益ニ屬シ一ニハ正當ヲ失フモノトス。

本條ノ體裁ハ刑法ニ背キタル行爲ヲナス、一定ノ故意ハ處刑ニ必要ナリトスル誤謬ニ迄誘フモノトス。即チ斯クノ如キ故意ヲ有セザルモノハ罰ヲ免ル、ト言フ思想ヲ起サシムルモノナリ。語ヲ更ヘテ之ヲ言ヘバ刑法上ノ責任ハ罪ヲ犯スト謂フ意ノ外、特別ノ故意アルト否トニ依テ定マルト謂フ思想ヲ起サシムルモノナリ。又ハ行爲ノ好意又ハ特別ナル目的ヲ以テ處刑ヲ削減スト謂フ思想ヲ起サシムルモノナリ。故ニ本條ノ第一項ハ削除スベシ。

第二項及第三項ハ「ウイルツング」(誤認)ヲ掲グレドモ、其體裁適切ナラズ、即チ罰セラルベキ行爲ハ故意アル場合ニ限ルニアラズ、誤認ニ依テ犯スコト必ズ無シトハ謂フベカラズ、「犯罪ニ非ラズ」ト言ハズシテ左ノ如ク言ハザルベカラズ。犯人罪ヲ犯スノ際知ラザリシ情況ハ之

ヲ其責任ニ歸セズト(獨逸刑法第五十九條)尤モ此誤認ハ或ル犯罪ヲ消滅セシムルコト往々之アルモ、一般ニ此ノ犯罪ヲ消滅セシムルコトハアルベカラズ。又ハ誤認アル多クノ場合ニテハ其行爲ヲ未遂犯トシテ罰スルヲ得ベシ。

此誤謬ヲ斟酌スベキハ只々刑ヲ加重スベキ情況ニ於テノミナラズ、又除刑若クハ減刑ニ於テ之ヲ施サルベカラズ。例ヘバ危急防禦ト誤認シテ殺害シタル時、又ハ重大ナル榮譽毀損ヲ受ケタリト誤認シテ殺害シタル時ノ如キ是レナリ。又誤認ニ依テ犯シタル罪ト雖此誤謬ニシテ已ニ過誤ナルトキハ罰セラルベシ。但此場合ニテ過誤ノ行爲トシテ罰セラルベキハ勿論ナリ。法律上誤認ニ就テ論ゼンニ、此誤認ハ一般ニ處刑ヲ妨グルモノニアラズ、此誤認ニ依テ一行爲ノ法律上事實消滅シタル時ニ限り處刑ノ妨ゲトナルモノトス。例ヘバ自個ノ物件ヲ誤認シテ領得シタル時ニハ窃盜ノ罪ニアラズ、故ニ本項ハ削除スルヲ可トス、何トナレバ法律ヲ知ルト謂フコトハ何レノ犯罪ニ在テモ其法律上ノ事實トナラザルモノナレバナリ。

以上ノ意見ニ依テ之ヲ見レバ本條ハ獨逸刑法第五十九條ニ倣テ只ニ誤認及過誤ニ出ル誤認ノ處刑ヲ掲グベキナリ。

第九十條 本條ニ於テハ「自由ナル意ノ缺耗」ヲ掲ゲテ「故意ノ缺耗」ヲ掲ゲズ。

自由ナル意思ノ缺耗ハ責任ヲ消滅セシムルコト一般ニ是認セラレタリ。然レドモ此事件ハ實用



上各個ノ場合ニ之ヲ適用シタル上ニ就テ全ク疑點ナキニアラズ。而シテ其疑點ハ如斯場合ニ於テ「罰セズ」ノ理由ハ何ヲ以テ根據トナスヤト言フニ、意思ノ自由ナラザルト謂フコト是レナリ。密ニ之ヲ論ズレバ意思ノ自由ト不自由トハ絶無ノ事ナリ、何トナレバ強迫、暴力危急ハ意思ノ自由ヲ消滅スルニアラズシテ只ニ附帶ノ情狀アルガ爲メニ其行爲ヲ宥恕スルノミ、此情狀ハ一身上ノ危難ヲ逃グル爲メニ他人ニ損害ヲ加ヘ、然カノミナラズ他人ヲ殺害スルニ至ルモノナリ。故ニ此場合ニ於テハ自護ノ情念ニ關スルモノニシテ、人類ニ在テ此情念ハ甚ダ勢力アルモノナリ。今瞬間時ニ於テ大ナル危急ノ落ち來ル場合ニ於テハ、凡テ他ヲ顧ミルニ違アラズ、自身ヲ擧ゲテ危難ノ犠牲トナサルベカラズ。而シテ自身ヲ犠牲ニスルコトハ法律ヲ以テ之ヲ要スベキニアラズ。只ニ公共ノ幸福、國家ノ高尚ナル利害ニ關スル特別ノ場合ヲ除クノミ。自護ノ情念ハ一定ノ範圍ニ於テ法律ヲ犯スモ罰セラレザルノ權ヲ生ズルモノナリ。此範圍如何ニ就テ左ニ答辯ヲ掲グ。

- 一、危難ハ人ノ生命若クハ身體生命ニ對スルモノタルベシ。故ニ財産又ハ榮譽ニ對スル危難ニテハ之ヲ許サズ、但、婦操ニ對スル危難ハ之ヲ身體ノ危難ト見做サルベカラズ。
- 二、危難ハ現在切迫シタルモノニシテ、他ノ方法ヲ以テ避クベカラザルモノタルベシ。
- 三、平等ニ兩立スル兩ツノ權利ノ争ナカルベカラズ、然ラザレバ低キ權利ハ無論高キ權利ノ犠

牲トナラザルベカラズ。例ヘバ負傷ヲ拒グ爲メ殺害ヲ行フベカラズ。又自己ヲ救助スル爲メニ一揆ニ加ハルベカラズ。何トナレバ一個人ノ自護ナルモノハ國家ニ對シテハ一步ヲ讓ラザルベカラザレバナリ。

四、危難ハ他ノ方法ヲ以テハ避クベカラザルモノタラザルベカラズ。何トナレバ他ノ救助ノ道ヲ損フハ人ノ義務タレバナリ。

五、危難ヲ生ゼシメタル特別ノ危急ナル狀勢ナカルベカラズ。法律ニ於テ斯クノ如キ狀勢トシテ掲グルモノハ實力上ノ暴力(例ヘバ毆打、飢餓セシムルコト)實力ヲ用キントスル脅嚇、抗拒スベカラザル自然力ヨリ生ズル危急狀況(例ヘバ火災、破船、地震、狂獸)及危急防禦即チ防衛ヲ許サレタル一身ニ對スル無法ノ攻撃是レナリ。

危急防禦ニシテ特ニ數々アリテ大切ナル場合ノ草案ニ掲ゲザル事アリ。此事タル必ズ草案ニ加ヘザルベカラズ。(獨逸刑法第五十三條)

其他本案ノ規程ニシテ詳密ナル制限ヲ加フベキモノ許多アリ。

第一項、本項ニ掲ゲアル脅嚇ハ犯人、自己又ハ其家族ノ身體生命ニ對スル現在ノ危難アルモノナルベシ。故ニ將來ノ危難ヲ加フルノ脅嚇若クハ財産榮譽ニ關スル脅嚇ハ以テ十分トナスベカラズ。



第二項危急ノ狀況ハ自然力ヨリ生ズルモノナルベシ。何トナレバ自然力ニ限リテ抗拒スベカラザルモノニシテ、他ノ方法ヲ以テモ避クベキ偶然ノ危難ハ不十分ナレバナリ。又危難ハ双方ニ共通シタルモノニシテ、甲者ガ自己ヲ救フハ必ズ乙者ニ損害ヲ加ヘザルコト能ハザルモノナラザルベカラズ。今陳ベタル點ヨリ生ズル結果左ノ如シ。

(イ) 飢餓ニ逢ヒタルガ爲メニ他人ノ物ヲ盜ムベカラズ、何トナレバ飢餓ハ茲ニ陳ベタル危急ノ狀況タラザレバナリ。又一般ノ饑饉ノ場合ニ於テモ亦然リ、何トナレバ救助金或ハ政府ノ扶助ノ如キ自己ヲ救フベキ爲メニ他ノ方法アレバナリ。

(ロ) 自己ヲ救フ爲メニ同一ノ危難ニ逢ヒタルニアラザル他人ヲ犠牲ニ供スベカラズ。例ヘバ狂獸ノ爲メ逐迫セラレタル場合ニ於テ、更ニ危難ニ臨ミ居ラザル他人ニ禍ヲ嫁スベカラズ。自衛ノ權ハ自己ヲ助クル爲メニ他人ヲ方法ニ供スル迄ニ濫用スベカラズ。但シ兩者ノ中一人ガ是非危難ノ爲メニ死セザルベカラザル場合ニアラザレバ他人ノ權利ヲ侵スコト許サレザル所ナリ。

已ニ陳ベタル如ク茲ニ危急防禦ノ場合ヲ補充セザルベカラズ。

第一項ニ於テハ處刑ヲ消滅セシムルモノハ實力ニ限ルカ、又ハ道德上ノ壓制ニモ及ブヤ否ヤノ疑アリ。一般ニ道德上ノ壓制ヲ以テ處刑ヲ消滅セシメザルヲ例トス。何トナレバ獨リ實力ハ抗

拒スベカラザルモノニシテ、單一ナル思想上ノ壓制ハ他人ニ對シ決シテ無限ノ強迫ヲ加フルモノニアラザレバナリ。然レドモ夫婦間又ハ親子間ノ關係ニ於テハ、柔順ハ第二ノ天性トナリ、而シテ柔順ノ慣習若クハ馴服、恭敬、信畏ハ一意ニ服從セシムルニ至リ、此常例ノ例外タル理由ヲ成スニ足ルベシ。例ヘバ夫ガ其妻ヲ強迫シテ竊盜セシメ又ハ親ガ成年ノ女子ヲ強迫シテ淫行ヲナサシムル場合ニ於テハ、妻及女子ハ罰セラルベキモノナルヤ否ヤノ問題ヲ生ズルナルベシ。此壓制ニシテ實力又ハ身體ニ關スル脅嚇ニ依テ生ジタル場合ニ於テハ、處刑ハ自カラ消滅スルコト勿論ナリ。然レドモ是レ若シ純然タル道德上ノコトナルカ、又ハ其實力ニシテ必要ナル度ノ存セザルトキニハ、德義上ノ壓制ハ處刑ヲ消滅セシムベキヤ否ヤノ疑ヲ生ズ。身體及生命ニ對スル抗拒スベカラザル暴力及脅嚇ヲ揭グト謂ヘル獨逸刑法ノ第五十二條ニ從ヘバ、斯クノ如キ場合ニ於テ無刑トナルコトナシ。是レ一般ニ正當ト謂フベシ。但各個ノ場合ニ於テ時ニ外面ヨリ來ル暴力又ハ脅嚇ニシテ、幾分カ道德上ノ壓制ニ加ハリタルトキハ宥恕ノ理由トナルヲ得ルコトアリ。

本條ノ第三項ニ於テハ法律ヲ執行シ、又ハ職務上ノ命令ニ據リ職權内ニ於テ爲ス所ノ行爲ハ罰セザルコトト定メタリ。此項ハ削除スルヲ可トス。何トナレバ第一ニ法律ニ據テ爲ス所ノ行爲ノ罰スベカラザル事ハ勿論ノ事ナリ。第二ニハ職務上服從ノ義務モ亦處刑ヲ消滅セシムルコト



モ亦明白ナルコトナレバナリ。但職務上柔順ノ範圍ノ廣狹如何ハ元來國法上ノ問題ニシテ、刑法ニ於テ簡單ナル語ヲ以テ之ヲ規定スベキニ非ラズ、獨逸國ニ於テ一般ノ元則トスル所ノモノハ凡テ官吏ハ正當ノ法式ニ據テ發シタル長官ノ命令ヲ行フベキモノニシテ、只其命令ノ法律ニ背キ又ハ權限外ニ馳セタルコトノ判然シタル場合ニ於テ、自己ノ意見ヲ陳ブルヲ得ルニ在リ、然レドモ若シ長官ニシテ其命令ヲ改メザルニ於テハ、屬官ハ固ヨリ之ニ循行セザルベカラズ。斯ル場合ノ責任ハ專ラ長官ニ歸ス、其他軍事上ノ命令ハ重罪又ハ輕罪ニ關スルコトヲ知りタル場合ノ外ハ、如何ナル場合ト雖命令ニ抗拒スルコトヲ禁ズルモノトス。又職務上ノ犯罪ニ關シテ官吏ノ裁判所ニ出訴スルヲ得ルヤ否ヤノ問題ハ、特別ノ法律ニ依テ之ヲ規定セザルベカラズ。而シテ其問題ノ裁決權ヲ權限裁判所若クハ上等行政廳（參事院）ニ與フルヲ得ベシ、凡テ此等ノ諸權ハ茲ニ之ヲ言盡スコト能ハズ、又本案ノ簡單ナル規定ハ固ヨリ不十分ナリトス。

第九十一條 「ブリウエー。ド。レゾーン。」（智覺喪失）ナル語ハ狹義ニ失スルガ如シ。此語ハ只ニ純粹ナル顛狂ノ各種類ニ用ユルヲ得ルノミ、又其他ノ精神上ノ障害ニシテ知覺ヲ失ヒタルガ爲メ、責任ヲ免レシムルモノ亦許多アリ。例ヘバ「シラーフ。トルンケンハイト」（夢腦）「アイベルデルリウム」（熱狂）及其他疾病様ノ狀況「グベールンデ」（分娩疾苦）「エビイレブチセン」（顛癩様ノ疾病）畏怖驚愕ニ依テ起リタル精神錯亂等ノ如シ（獨逸刑法第五十一條）

其他一モ精神ニ疾病ハナケレドモ、犯罪ニ傾向ヲ有セル制止スベカラザル疾病様ノ精神ノ狀況アリ。此狀況ハ少年ノ身體發育期及女性ニ通有ノ性ナリ、例ヘバ「ピロマニー」（放火ノ好嗜）「クレプトマニー」（竊盜ノ好嗜）等ノ如シ。斯クノ如キ狀況ニ就テ考フルモ本條ハ一層廣ク之ヲ規定セザルベカラズ。

酩酊ノ一定ノ度ニ達シタル時ニハ同様ニ責任ヲ免レシムルハ、此ノ場合ニ於テハ罪ヲ犯スガ爲メニ酩酊シタルモノニ在テモ處刑ヲ免レシムルノ問題起ルベシ。本案ニテハ此問題ヲ否定セリ。然レドモ獨逸刑法ニ於テハ酩酊ノ無責任ニ就テ任意ト不任意トヲ區別セズ、論理上ヨリ論ズレバ純粹ノ酩酊ノ場合ニ於テハ獨逸刑法ヲ正當トスベシ、之ヲ要スルニ酩酊ノ度ノ如何ノ問題アルヲ以テ本項ハ削除スルヲ可トス。

第九十二條 ヨリ第九十四條ニ至ル、此諸條ニ於テハ年齢ニ就テ三期ヲ區別ス。

- 一、滿十二歳以下ハ一般ニ處罰セズ。
- 二、滿十二歳以上滿十六歳以下ハ是非ヲ辨別シタルト否トニ依テ處刑如何ヲ定ムルモノトス。此場合ノ刑ハ二度乃至三度減刑スベキナリ。
- 三、滿十六歳以上二十歳以下ハ必ず處刑スベシ。此場合ニ於ケル減刑ハ二度ヲ越ユルコトナシ。



獨逸刑法及其他諸國ノ刑法ニ於テハ只ニ二期ヲ區別スルノミ、即チ獨逸國ニ於テハ滿十二歲以上及滿十八歲ナリ。余ハ三期ニ區別スルノ理由アルヲ見ズ、特ニ此場合ニ於テ道德上ノ弊害ト及社會上ノ弊害トノ區別ヲ以テ其理由ト爲スコトヲ得ズ、何トナレバ多クノ犯人ハ比例上教育ノ度低クシテ、自己ノ行爲ヨリ生ズル社會上ノ弊害ニ就テ一モ辨別ヲ有セズ、縱令辨別ヲ有スルモ是レ實ニ淺薄ノ事ナレバナリ。茲ニ必要トスルハ國家ノ禁ジタル不正ナル事如何ヲ知ルヤ否ヤ、即チ犯人ノ行爲ハ罰セラルベキモノナルヤ否ヤヲ知ルヤ否ヤ是レナリ。之ヲ知ルニハ一定ノ精神上ノ發育ヲ要スルモノニシテ、十六歲ニテハ未ダ十分ニ發達シタリトハ謂フベカラズ。若シ一定ノ精神發達シ居ル時ニハ、年齢ノ二十歲ニ滿タザルヲ以テ宥恕ノ理由トナスヲ得ズ、是ニ由テ之ヲ見レバ獨逸法ヲ愈レリトス。故ニ第二期ヲ十八歲ニ延バスベキカ、何トナレバ十六歲ト十八歲ノ間ニ辨別力ニ關シテ左迄大ナル差違アラザレバナリ。第三期ノ如キハ既ニ減刑スベキ情狀即チ一般ノ減刑理由アリテ之ヲ年少者ニモ適用シ得ル點ヨリ見ルモ愈之ヲ設ルノ必要アルコトナシ。

十二歲未滿ノ者ヲ懲治所ニ留置スルノ制度ハ獨逸各邦中ニ之アリ、然レドモ特ニ兩親若クハ親族アル場合ニハ之ヲ採用スベキニ非ラズ。獨逸刑法ニ於テハ之ヲ採用セズ。如何ナル場合ニテモ斯ル留置所ハ宜ク教育所ナルベク決シテ處刑所トナスベカラズ。

減刑ハ十六歲未滿ハ三度乃至四度、二十歲未滿ハ一度乃至二度ナルベシ。獨逸刑法第五十七條ニ於テハ刑ノ各種ニ就テ減刑ノ度ヲ詳定シ、一般ニ禁錮ニ非ラザルハ十五年ニ達スルヲ許サズ、又公權剝奪及監守ノ如キ附加刑ヲ科スルコトヲ得ズ、本案ノ減刑ハ狹少ニ失シ茲ニ於テモ亦一定ノ等ニ從テ一般ニ刑ヲ減ズルコトノ不便宜ナルコトヲ見ルベシ。

第九十五條 本案ニ於テ瘡啞者ヲ如何ナル場合ニテモ刑ニ處セラル、コトナキモノトセリ、獨逸國ニ於テハ瘡啞者ヲ滿十二歲以下ノ者ト同一ニ取扱フモノトセリ。是レ正當ナルニ似タリ。何トナレバ瘡啞者ト雖教育ヲ受ケテ或ル度迄精神ヲ發達セシムルコトヲ得ベケレバナリ。全ク之ヲ處刑セザルハ公共ノ安寧上ニ危險ナル恐レアリ。

第九十六條 違警罪ニ就キ年少者及瘡啞者ノ刑ニ關スル特別ノ規程ヲ設クルハ必要アラザルニ似タリ。何トナレバ、此場合ニ於テ要スルモノハ不法ナル意ニアラズ、精神ノ發育如何ニ在ルモノニシテ、違警罪ニ於テ其發育ヲ缺クコトアルハ他ノ重罪輕罪ニ於ケルト同一ナリトス。獨逸刑法ニ於テハ斯クノ如キ區別ヲ設ケズ、此場合ニ於テハ却テ一層寬ナル刑ニ處スルナリ。

第九十七條 及九十八條、自首及被害者ニ對スル此ノ損害賠償ハ本案ニ從ヘバ二等以下ノ減刑ヲ以テ賞譽セラルベシ。獨逸國ニ於テハ他ノ諸國ニ於ケル如ク自首及被害者ニ對スル損害賠償ハ勿論他ノ之ニ類スルモノ、例ヘバ白狀悔悟ヲ以テ只一般ニ減刑スベキ情狀トス。此法正當ナル



ニ似タリ。何トナレバ之ヲ以テ減刑スルニ足レリトシ、且凡テノ情狀ヲモ酌量スルコトヲ得ル  
ノミナラズ、又特ニ危険ニシテ嫌厭スベキ犯罪ニ在テハ裁判官ヲシテ強テ減刑セシメザルノ便  
宜アレバナリ、本案ニ於ケル如ク一般ニ減等ヲ許スノ免則ハ誠ニ弊害アリ、何トナレバ刑例ノ  
全體ニ變更ヲ來タシ且發見セラルベキ情狀ニ於テ、又ハ官廳ニ於テ故意ヲ以テ罪ヲ犯ス者ハ寬  
和ナル刑ニ處セラルベケレバナリ。特ニ之ヲ密ニ論ズレバ、斯クノ如キ情狀ハ特赦ノ時ニハ酌  
量スベキモノナルモ、刑ヲ酌定スベキノ際ニ酌量スベキモノニアラズ。

第百條 及第百一條、減刑スベキ情狀ニ依テナス減刑ハ特別ノ場合ニ於テ法律上刑ノ最上限ヲ尙  
ホ高キニ過ギシムルノ理由アルガ爲メ、法律上ノ最下限ニ減輕スルニ在ルナリ。元來此減刑ハ  
法律ヲ變更シ、或ハ國王ニ屬スル赦罪權ノ一部ヲ裁判所ニ與フルモノノ如クナレドモ、然レド  
モ減刑スベキ情狀アルガ爲メニスル減刑法ハ近世ノ法律ニ於テ一般ニ採用セラレタリ。然レド  
モ其程度ハ各々同ジカラズ、佛國ニ於テハ凡テ法律ニ掲ゲタル重罪輕罪及違警罪ニ減刑ヲ許  
シ、又一定ノ宥恕スベキ事實アルノミナラズ、法律ノ苛酷ナルコト判然スルガ爲メニモ之ヲ許  
シタリ。而シテ減刑ノ度ハ千八百六十三年五月十三日ノ法律ニ於テ刑ノ種類ニ從ヒ一般ニ之ヲ  
定メタリ。獨逸國ニ於テハ一定ノ事實アル時ニアラザレバ減輕スベキ情狀ヲ許サズ、且重罪ニ  
限ルヲ例トス（但凡テノ重罪ニ許スニアラズ、例ヘバ謀殺ノ如キ是レナリ）二三ノ違警罪（六

項）ハ例外ニシテ違警罪ニハ全ク之ヲ許サズ、如何ナル度ニ迄減刑スルヲ得ルヤノ程度ハ各個  
ノ場合ニ於テ適宜ニ之ヲ定ム、而シテ輕罪ニ在テ減刑スベキ情狀アルガ爲メ減輕スルト否トハ  
裁判官ノ意見ニ任カスルモノトス。

佛國法ハ「法律上刑ノ最下限ニシテ往々之ヲ高キニ失スルト」云フ主意ヨリ出デタリ、獨逸法  
ハ法律上ノ刑ヲ通常至當ナルモノトシテ之ヲ固守セリ、裁判官ニ立法ノ批評ヲナスヲ許サズ、  
只其場合輕易ノ觀ヲナサシムル一定ノ事實アル時ニ於テ減刑ヲ許スノミ。

如何ナルモノヲ以テ減刑スベキ情狀トスベキヤハ何レノ國ニ於テモ法律上ニ之ヲ定メズ、裁判  
官ノ意見特ニ陪審官ノ意見ニ任ズルヲ例トス、而シテ其詳細ハ治罪法ニ於テ陪審官ニ發スル問  
ノ如何ニ依テ異同アリ。

本案ニ於テ許ス所ノ減刑スベキ情狀ハ佛法ノ範圍ニ出ルコト甚ダ遠シ。近時寬和ナル法律ニ在  
テハ斯クノ如キ法律ヲ採用セザルベカラザル理由アルコトナシ。今茲ニ其一例ヲ以テ其結果ヲ  
示サントス、十九歳ニ滿テル者ニシテ謀殺ヲナシ、自首シタル者アリ。而シテ其行爲ハ激動ニ  
依テ之ヲ行ヒタルカ、或ハ被害者ヨリ榮譽ヲ毀損セラレタル爲ニ起リタルモノニシテ、悔悟シ  
タリトセンニ、此場合ニ於テハ法律上ノ死刑ヨリ五等ヲ減ズベキナリ。即チ第一ニハ年少ナル  
ガ爲メ、二等、第二ニハ自首シタル爲メ一等、第三ニハ減輕スベキ情狀アルガ爲メ又二等ヲ減



ジ、多クモ五年ヲ越エザル禁錮ニ處セラル、ヲ以テ止マルベシ。此例ハ幾ンド近時巴里ニ於テ之アリシ厭嫌スベキ無罪放免（痴話上ノ謀殺）ニ類似セリ。此場合ハ則チ陪審官ガ減刑スベキ情狀ヲ口實トシテ單ニ無罪ト宣告シタルモノナリ。

減刑スベキ情狀ハ刑ノ嚴肅ヲ大ニ減殺スルニ足り、又不良ノ情慾ヲ誘導シ、且犯人ニ對スル政治上又ハ其他ノ同感ニ大ナル餘地ヲ與フルモノタリ、之ニ依テ法律上ノ秩序及公共ノ安寧ヲ害スルハ疑ナキコトナリトス。

是ヲ以テ左ノ如ク修正スルヲ可トス。

一、減刑スベキ情狀ハ一般ニ之ヲ許サズシテ一定ノ行爲ニ限ルベシ。特ニ凡テノ違警罪及特ニ危険ナルカ或ハ往々之アリテ且不良惡ムベキ無恥不法ノ思想ノ重罪輕罪ニ在テハ之ヲ許サルベシ。

二、何レノ場合ニ於テモ刑ノ最下限ヲ定メテ減刑スベキ情狀アルモ之ヨリ下ラシムベカラズ。

三、減刑スベキ情狀一定ノ事實ニノミ之ヲ許スベク、其事實ハ判決書中ニ明記スベキナリ。

減刑スベキ情狀ノ普通法ヲ正當ナリトスルニ於テハ加重ノ普通法ナカルベカラズ。然レドモ此法ヲ設ケザリシハ只法律上ノ刑ヲ可成減セントスル企圖アルノ證ナリ。

第二百二條 ヨリ第九九條ニ至ル、此諸條ニ於テハ何レノ場合ニ於テモ再犯ヲ以テ刑ヲ加重スルノ

理由トナシタリ。

獨逸國ニ於テハ強盜、竊盜及之ニ類スル所有權ニ對スル重罪輕罪ニ限り、再犯ヲ加重スルモノトシ且犯罪ニ傾クノ常習アリトスル場合ニ限ル。即チ同種ノ犯罪ニ在テ三犯以上ノ者ニ加重ヲ行ヒ但シ強盜ヲ例外トスルノミ。（獨逸刑法第二百四十四條、二百五十條、二百六十一條、二百六十四條）

本案ノ加重法ハ嚴酷ニ過ギ元來刑ノ性質ニ悖ルモノタリ。即チ處刑ニ依テハ以前ノ罪ハ消滅シタリトスベキモノナリ。再犯ハ必ズシモ特ニ惡ムベキ思想アルガ爲メニ生ズルモノニ非ズ。即チ或ル情況例ヘバ疾病様ノ賤性ヨリ生ズル事往々之アリ。然カノミナラズ以前ノ刑及囚人ニ對スル刑ノ感觸ニ因テ生ズルコトナシトセズ。特ニ囚人社會ノ惡例ニ依テ犯罪ニ傾クノ念ヲ誘導シタルガ爲メニ生ズル事等是レナリ。故ニ余ハ左ノ如ク修正スルヲ可トス。

一、再犯ノ效力ヲ同種ノ犯罪ニ限ルベシ。

二、特ニ再犯ノ加重ハ之ヲナスコトヲ得ルトスルモ、之ヲナスベシト命ズベカラズ。何トナレバ數個ノ犯罪ノ間ニ心理上ノ連繫ナカリシ場合ニ於テ、以後ノ犯罪ヲ一層嚴ニ罰スルハ實ニ公義正直ノ許サル所ナレバナリ。

三、再犯ノ效力ヲ一定ノ期限内ニ限ルベシ、例ヘバ重罪ニ在テハ十年、輕罪ニ在テハ五年トナ



スベシ。

他ノ一方ヨリ論ズルトキハ再犯ニ在テハ特赦ヲ受ケタルコト、或ハ内外國判決ノ區別ニ注意スベカラズ。何トナレバ斯クノ如キ事ハ再度法律ヲ犯シタル事實ヲ減ゼズシテ繼續セシムレバナリ。

第一百十條 本條ハ正ク畏戒主義ニ根據シタルモノニシテ、斯クノ如キ漠然タル事ニハ實ニ再考スベキコトナリトス。佛國刑法第九十八條ニ於テモ斯クノ如ク廣漠ニ至ラズ、獨逸刑法ハ更ニ此ノ規程ヲ設ケズ、若シ此規程ヲ存スベキモノトスルモ余ハ左ノ如ク制限スベキヲ信ズ。

一、特別監察ノ義務アル官吏ノ其事ニ關係アル行爲、例ヘバ風俗警察ニ於ケル風俗ニ關スル罪、關稅警察ニ於ケル關稅ニ關スル罪等ニ限ルベシ。

二、「エキヤクチーフエ」「ポリツアイ」(執行警察官)ニ限ルベシ檢事、庶務官等ハ例外ナリ。三、職務上ノ犯罪アルトキハ職務犯ノ罰ニ處スベシ。

第一百十二條 ヨリ第一百十六條ニ至ル此數條ニ於テ數項俱發シタル犯罪ノ刑ヲ合算セザルノ主義ハ再犯ニ關スル以上ノ規程ト大抵觸ヲ生ズルモノトス。數項異種ノ罪ヲ犯シタル場合ニ於テ、之ヲ別々ニ判決スルトキハ、各犯ニ就テ各個ノ刑ニ處シ後ノ犯罪ハ尙ホ一層嚴ニ罰スベキナリ。然レドモ此諸犯ヲ一時ニ判決スルトキニハ凡テノ犯罪ノ中ニテ尤モ重キ刑ニ處スベキ一犯罪ニ

處セラレ、餘ハ免ル、ヲ得ルモノトス。此合算セザル主義ノ理由トスル處ハ比較上合算シタル刑ハ酷ニ過グルトナシ、且合算ニ依テ法律上刑ノ最上限ヲ越ユルニ至ルト云フコト是レナリ。此理由ハ信ヲ措クニ足ラズ、何トナレバ若シ一重罪ノ爲メニ終身懲役ヲ許シタルモノトスルトキハ、數個ノ重罪ノ爲メニ二十年若クハ三十年ノ懲役ヲ許サルノ理由アルコトナシ。或ハ俱發ノ場合ニ就テ特別ナル刑ノ最上限ヲ定ムルモ不可ナルコトナシ。如何ナル場合ト雖此刑ハ法律上刑ノ最上限ニマデハ合算セザルベカラズ。

獨逸國(刑法第七十四條)ニ於テハ實質上俱發(「レアレコンクレンツ」)ニ在リテハ最モ重キ刑ニ加重スルニ依テ成ル合計ニ處ス。其刑ノ輕重ノ度ハ期限ノ輕重ノ度ニ依ルノミナラズ、異種ノ刑ハ其刑ノ種類ヲ以テ定ムルモノトス。此合計ハ懲役ニ在テハ十五年、城塞禁錮ニ在テハ十五年、禁錮ニ在テハ十年ヲ越ユベカラズ。罰金ニ在テハ常ニ其全額ヲ合算スルモノトス。

又榮譽刑及監守並拘留ニ在テモ制限ナク之ヲ合算ス、但拘留ニ在テハ其合計ノ日數ハ三月ヲ越ユベカラズ。

此元則ハ白耳義國(刑法第五十八條乃至六十五條)ニモ採用セラレタルモノニシテ吸蝕主義(アブソルプチャーンス。プリンチープ)ニ依レバ數個ノ犯罪中最モ重キ一ノ刑ニ處シ其餘ノ犯罪ハ之ヲ問ハザルノ特惠ヲ與フルモノトス。



所謂思想上俱發（「イテアーレ、コレクレンツ」）ノ場合ニ於テモ刑ヲ加重スルハ公義正直ニ合フモノ、如シ。本案第百十五條ハ思想上俱發ニ關スルヤ否ヤ甚不明瞭ナリ。其文字ニ依テ見レバ之レニモ關スルモノ、如クナレドモ、説明書ニ據レバ本條ハ一罪ヲ犯ス機會ニ當テ同時ニ他ノ罪ヲ犯スモノニ關スルモノノ如シ。

第百十七條 一ノ罰セラル、ベキ行爲ヲナシタル各共犯ハ正犯トシテ罰ニ處ストスルヲ簡單ニシテ且明瞭ナリトス。（獨逸刑法第四十七條）本案ノ體裁ハ犯罪ヲ行フノ方法ヲ詳記スルニ過ギタルコトノ不可ナルノミナラズ、各共犯ハ特別ナル一身上ノ關係ヲ除キ同一ノ刑ニ處セラル、如ク理解サル、モノトス。是レ正當ナラズ、共犯ハ各々特別ノ刑ニ處セラルベキモノナリ。又茲ニ要スル所ハ共同正犯ニ就テ通常ノ刑ヲ加減スルニアルノミナラズ、之ニ各種ノ刑法ヲ適用スルニアリ、例ヘバ同一ノ殺害ノ場合ニ於テ母ニ於テハ子女謀殺共同正犯ニ取リテ通常謀殺トナルコトアリ。

第百十八條 本條ニ於テモ「コ、ヲートエル」（共犯）ナル語ハ避クルヲ可トス。其理由ハ各共犯ヲ同一ノ刑ニ處スルノ誤認ヲ避クル爲メナリ。「モイアン、ユバーフル」（有罪ノ手段）ナル語ハ正當ナラザルニ似タリ、手段ノ有罪如何ハ別ニ關スルコトナク、其關スル所ハ只有罪ノ故意ニシテ此目的ヲ達スルノ方法アレバ十分ナリトス（獨逸刑法第四十八條）

教唆者ヲ正犯トシテ罰スルハ他人ニ於テ行爲ヲナシタル時ニ限ルモノニシテ、若シ他人行爲ヲ行ハントシ遂ゲザル場合ニ在テハ教唆者モ亦未遂犯ノ刑ニ處スベキノミ。故ニ「ウー、タンテール」ナル語ハ削除スベシ。

故意ノ誘起（「ヘルバイフュールング」）若クハ増進（「ベヒヨリデルング」）ナル語ヲ教唆ノ手段中ニ特ニ記載スベシ、何トナレバ此事ハ自ラ分明ナルコトニアラザレバナリ。

公然ノ挑發ハ元來秘密ノ教唆トハ異ナルモノニアラザルガ故ニ、特ニ記載スルヲ要セズ、只々疑問ノアル處ハ公衆即チ不定人（「ウンベスチンムテン、ベルゾーン」）ニ對スル公然ノ挑發ヲ教唆トシテ罰スベキヤ否ヤニアリ。此場合ハ獨逸刑法第百十條及第百十一條ニ掲ゲ、又大逆ニ對シテハ第八十五條ニ掲ゲタリ。白耳義國ニ於テハ其刑法第六十六條ニ掲ゲタリ。故ニ公然ノ挑發ハ亦教唆トシテ罰スベキハ疑モナキコトナレドモ、各種ノ場合ヲ特別ニ規定セザルベカラズ。而シテ教唆ノ元則ヲ盡ク適用スルヲ得ザル事ハ即チ左ニ示スガ如シ。

- 一、大逆ノ場合ニ於テハ行爲ヲナスニ至ラザル單一ノ教唆モ亦罰スベシ。
- 二、法律ニ對スル不從順ニ關スル公然ノ挑發ニ在テモ亦第一項ニ同ジ。
- 三、重罪ヲ犯スコトニ關スル公然ノ挑發ニ在テモ同ジ、但此場合ニ於テハ挑發ノ結果ヲ生ズルニ至ラザルモノハ輕キ刑ニ處セザルベカラズ。



此等ノ場合ハ精細ニ規程セザルベカラザルモノニシテ、單ニ新聞條例ヲ引用スルノミニテハ十分ナリトス。

第一百九條 本條ハ主モニ事實上ノ問題ヲ掲グ、教唆ハ共謀、助言、誘導ニ依テモ亦之ヲ行フコトヲ得、斯クノ如ク間接ニ犯罪ニ加ハルコトハ正犯ノ多數ナル事實ヲ生ゼシムルニ十分ナリト余ハ信ズ。

第二百二十二條 本條ニ於テ各種ノ場合ヲ特別ニ定ムルハ再考スベキコトナリトス。何トナレバ之ヲ以テ一切ノ場合ヲ言盡スコト能ハザレバナリ。例ヘバ強姦ノ場合ニ於テ、正犯ノ猥褻ノ行爲ヲ達シ易カラシムルガ爲メ、腕力ヲ以テ婦人ヲ捉挂スルモノ、又ハ窃盜者ヲシテ穿踰ヲ容易ナラシムルガ爲メ、梯子ヲ扶立シタルモノノ如キハ本案ニ於テ從犯トシテ罰スベキヤ否ヤハ疑フベキ所ナリ。共同正犯ト從犯トヲ區別スルニ當テ要スル所ノモノハ各個外面上ノ行爲ニ於テスルヨリモ、寧ロ罰スベキ故意ニアルモノトス。只他人ノ行爲ヲ助クル者ハ從犯ニシテ行爲ヲ共ニ自己ノ行爲トシテ行ハントスル者ハ共同正犯ナリ。

獨逸刑法ニ於テハ助言若クハ行爲ナル語ヲ以テ從犯ヲ廣ク規定セリ。但知リナガラ補助スルヲ必要トス「インテンション」「プレウイジション」「ウー、コネサンス。ド、コース」ナル語ハ餘リ詳細ニ過ギタリ。

違警罪ノ從犯ハ處刑セザルヲ常例トス。

犯罪庇護即チ行爲後ノ補助ハ本條ニ於テ行爲ノ前又行爲ノ際ノ補助ト同一視セリ。獨逸國ニ於テハ其刑法第二百五十七條乃至第二百六十二條ニ犯罪庇護ヲ特別ノ違警罪トシテ記載セリ。何トナレバ此罪ハ現ニ各種ノ場合ヲ包含シ他ノ從犯トハ顯著ナル別アレバナリ。

又獨逸刑法ニ於テハ資格又ハ身分上ノ關係ニ從ヒ共犯ノ刑ニ差別ヲ生ズルコトハ特ニ一條ヲ設ケタリ（第五十條）然ル所以ハ重覆ヲ避クルガ爲メニモ亦可トスル所ナリ。

從犯ノ刑ハ正犯ノ刑ニ一等ヲ減ズベシト雖、從犯ハ各種ノ方法ヲ以テ行フヲ得ルモノナレバ、尙ホ一層多ク刑ノ段階ヲ定メザルベカラズ（獨逸刑法第四十四條）

第二百二十四條 ヨリ第三百十條ニ至ル、未遂犯ニ關スル章ニ於テハ其種類ヲ各種ニ區別シタル學理上疑問ノ場合ヲ列擧シタリ、即チ未遂犯ヲ不可成的、失敗的準備的等ニ區別シタリ。本案ノ此ノ問題ヲ再提シタルハ復疑問ヲ生ズルノ基タレバ、始メヨリ之ヲ避ケタル方可ナルベシト余ハ信ズルナリ。

犯人法律上ノ事實ヲ全ク行了シタルモノヲ既遂犯トス。然レドモ法律上ノ事實ノ幾分ヲ行ヒタルニ止マルトキハ之ヲ未遂犯トス、例ヘバ謀殺ノ事實ニハ死ト言フコトアリテ之ニ屬スベシ、犯人百方死ヲ生ゼシムル行爲ヲ盡シタルモ、死ニ至ラザリシトキハ即チ未遂犯ナリ。是レ未遂



犯ト失敗犯トノ區別ヲ法律ニ掲グルノ理由ナキ所以ナリトス。又所謂不可成的ノ未遂犯ニ就テモ之ト同一ナリトス。何トナレバ毫モ犯罪ノ事實ニ屬セザル行爲ヲナスモノハ此犯罪ヲ實行スルノ端緒ヲ開キタルモノニ非ズ。故ニ第二百二十四條第二百二十六條及第二百二十八條ヲ削除シ第二百五條ヲ左ノ如ク修正スルヲ可トス。

罪ヲ犯スノ端緒ヲ開クモ未ダ遂ゲザル未遂犯ハ云々ノ刑ニ處スルモノトス。

此諸條ニ於テハ犯人ノ思想如何ヲ掲グルヲ要セズ、何トナレバ未遂犯ヲ罰セザルコトハ此關係ニ於テ第二百二十七條ニ掲ゲアレバナリ（獨逸刑法第四十三條第四十六條）

未遂犯ノ正當ナル意義中ニハ自然其事實ニ屬セザルモノヲ含有ス、即チ準備決心等はレナリ。斯クノ如クスルヲ可トスル所以ハ或ル犯罪ニ在テハ假令準備ニ止マルモ更ニ其結果ヲ生ゼザルモ既遂犯トシテ罰セザルベカラザル場合アレバナリ。例ヘバ大逆（獨逸刑法第八十六條）然カノミナラズ大逆ノ陰謀（獨逸刑法第八十三條）ノ如キ是レナリ。此犯罪ハ準備トシテ罰スルニアラズ、且又結果ノ起生ハ犯人ノ企圖シタル目的ヲ達スルコト、混同シ易キモノナレバナリ。未遂犯ノ刑ハ既遂犯ノ刑ニ一等乃至三等ヲ減ジタルモノナルベシ。附加刑ニ就テモ亦別ニ規程ヲ設ケザルベカラズ。獨逸刑法第四十五條ニ於テハ公權剝奪及監守ヲ科シ既遂犯ニ於テモ既ニ之ヲ許シタルニ於テハ未遂犯ノ減刑ニハ更ニ着目セザルナリ。

輕罪ノ未遂犯ハ獨逸國ニ於テモ近來只々法律ニ明文アル各個ノ場合（十九項）ニ於テ處刑セラ（獨逸刑法第四十三條）往時ハ輕罪ノ未遂犯モ亦一般ニ罰シタリシナリ。余ハ之ヲ至當ナリト認ム。何トナレバ近來可成刑法ヲ寬ニスルノ傾向ハ國民ノ道德上ニ就テハ危險ナルモノナレバナリ。

## 法制關係資料 上卷 終



秘書類纂 法制關係資料 上卷

人名索引

(一)

伊東巳代治 一、六、二五、四八、  
 井上毅 一七、四、四八、五四、八五、八九、二五、  
 四七、四八、四九、五六、  
 伊藤博文 五、二五、四八、五五、  
 イスマイル・パシヤ 一八七、  
 磯部四郎 二六五、  
 今村和郎 二六五、  
 今村信行 二六六、  
 井上正一 二六六、  
 磯野小右衛門 二七一、

索引

(ロ)

ロエスレル 一、二五、二六、二六三、二六三、二六六、  
 四三、四七、五七、四七、四七、四八、四九、四九、  
 四八、五〇、五〇、五〇、五〇、五〇、五〇、五〇、  
 ロイトホルド 一五〇、  
 ロエンネ 三、六、二四六、二五二、二五九、二五九、  
 五〇三、五二、五三、五三、五九、  
 ローゼンスタイン 四六六、

(ハ)

ハンノフェル 一六九、  
 長谷川喬 一八三、二六六、  
 波多野敬直 二六六、  
 鳩山和夫 三九四、

(ニ)

西成度 二六四、

(ホ)



ポルツ 一四七、  
ホーヘン・ツォルレン 二五七、  
ボアソナード 二六三、二六三、二九六、二九六、二九七、  
細川潤次郎 二六三、二六四、  
法橋善作 二五七、

《へ》

ペラリヤ 一〇五、  
ベツケル 一七九、  
ペドン・ローレー 一九三、二二三、

《ト》

トレンチ 二五七、  
鳥尾小彌太 二五七、二五七、

《チ》

チャールス第一世 二六、  
チャールス第五世 一〇〇、  
チャールス親王 一〇八、  
チヨン、ハワルド 一〇六、

《リ》

リエジヨワー 一五二、  
リツシユリユー 一六〇、

《ヌ》

ヌーバル・バシヤ 一八三、一九一、一九二、一九三、一九五、一九六、  
二二六、二二七、二二八、

《ル》

ルドルフ 一八二、  
路易十一世 一五九、  
路易十三世 一六〇、  
路易十四世 一六〇、  
ルイ・ヒリツプ 一六三、二二〇、  
ルービエ 一九四、

《オ》

大木喬任 四八、四八、二六三、二九二、二九三、二九三、二九三、  
三九〇、三九一、

ヲットー・ピツチング 一七七、

男谷忠友 二八一、  
尾崎忠治 二八四、  
尾崎三良 二八四、  
岡村爲藏 二八五、  
奥山政敬 二八五、  
大山巖 二八九、二九〇、二九一、二九三、  
大河内輝剛 二九〇、  
小川久太郎 二九五、  
小川清吉 二九五、  
尾崎三郎 四〇四、  
ヲルトラン 二七一、二七七、

《ワ》

渡正元 二八四、二九〇、  
渡邊廉吉 二八六、  
渡邊伊十郎 二八六、  
渡邊又三郎 二八六、

《カ》

ガンプ 一四八、  
カバンツ 一五二、  
カセンケル 一八〇、  
カブール 一九一、  
河津祐之 二八五、  
龜山貞義 二八六、  
加藤高明 二八七、  
加藤資紀 二九一、二九三、二九〇、  
加藤政之助 二九五、  
交野時熙 二九五、  
河野敏録 三〇〇、  
カークード 四〇八、四〇九、四三九、四四四、四六〇、  
金子堅太郎 五三三、

《ヨ》

芳田顯正 二九一、二九三、  
吉田清成 二五七、

《タ》

高野真遜 二八六、



高木 正年 二九六、  
田中不二麻呂 三五〇、三五三、六七、六九、九〇、九二、  
三九八、四〇〇、四〇三、四〇三、  
高島 軻之助 三九〇、

《レ》

レ 一 二五、  
レ 二 一四三、  
レ 三 一四三、

《ソ》

副島 種臣 三九〇、

《ツ》

ツ オ ブ ル 二四五、  
鶴 田 皓 二六三、二六四、  
都 築 馨 六 二六七、

《ナ》

拿破崙 一世 二一九、  
拿破崙 三世 三二〇、

野村 靖 五七七、

《ク》

グ ナ イ ス ト 二四、二六、二七、二九、三〇、三三、三六、四九、  
クレメント 第十一世 一〇七、  
クロバツブ 二二二、  
クツクソン 二七〇、  
黒川 誠一郎 二八五、  
黒田 綱彦 二八五、  
栗塚 省吾 二八五、  
熊野 敏三 二八六、  
工藤 則勝 二八七、  
黒田 長成 三三〇、

《ヤ》

山田 顯義 一八二、二六三、二六三、二六四、二八九、二九〇、  
二九二、二九三、二九七、三〇〇、

南部 甕男 二八三、二八五、  
長 森 敬 斐 二八五、  
永井松右衛門 二九二、二七七、

《ラ》

ラ バ ン ト 四八、一四三、  
ラ ジ ミ ー ル ・ ペ リ エ ー 一五、  
ラ ス ケ ル 二五、

《ム》

村 田 保 二八四、二八九、  
陸 奥 宗 光 二九二、二九三、

《ウ》

ヴ イ レ ー ン 一〇、  
ウ ル プ リ ヒ 一四、  
ウ イ ル ヘル ム ・ デ ル ・ エ ル ラ ー ベ ル 一六五、  
上 野 鑑 三 三三五、

《ノ》

山 縣 有 朋 二八八、二八九、二九〇、二九三、二九三、  
矢 島 八 郎 三九四、

《マ》

松 方 正 義 七九、二八九、二九〇、二九二、二九三、二九三、  
マ リ ヤ ・ テ レ サ 一〇八、  
マ イ バ ッ ハ 一六、  
マ ザ ラ ン 一六〇、  
マ グ ヌ ム ・ コ ン シ ユ リ ウ ム 一六五、  
マ 一七三、  
マ ロ グ ナ 二四〇、  
横 村 正 直 二八四、  
松 岡 康 毅 二八五、  
曲 木 如 長 二八七、  
マ イ エ ル 三〇七、

《ケ》

ゲ マ イ エ ル 一五、  
ゲ ル ベ ル 二四五、二六一、



(フ)

ブラックストン 八五、一〇五、  
 フォン・アルニム 一〇一  
 プラトール 一〇四、  
 プットカナル 一六、  
 フォン・ホイッテヘル 一六、  
 フォン・ハトルファイルド 一六、  
 プロツク 一七、  
 フリュクチドル 一六、  
 フルエベリン・ペーリンク 二九、  
 フリードリヒ帝 二四、  
 ブラックボルン 四〇、  
 福岡 孝悌 五七、

(コ)

コンモドル・ヒリツプス 一〇六、  
 コンスト 二五、  
 光妙寺三郎 二五、  
 小松 清治 二六、

後藤象次郎 二九、二〇、二九一、二九二、二九〇、  
 小畑 美稻 二九四、三三、  
 コンスタン帝 三〇九、

(エ)

エラム・リンツ 一〇八、  
 榎本 武揚 二九、二九〇、三五〇、三〇一、

(テ)

寺島 宗則 四八、四三、五七、  
 デ ン 一〇五、  
 寺島 直 二八五、  
 出浦 力雄 二八六、  
 デ・クツシー 四三五、四六、

(ア)

アルフレージユ・ドンネー 一四、  
 アラビー・バシヤ 二〇〇、  
 青木 周藏 二九、二九〇、二九一、二九三、  
 新井泰次郎 三五五、

朝尾 春直 三九、  
 アイチツテ 四〇、  
 ア・オットー 五七、

(サ)

サー・ロバルト・ラツドブローク 一〇五、  
 サイデル 一四六、  
 サルウユ 二五、  
 西郷 従道 二八、  
 佐竹 義和 二九、  
 佐藤 彌一 三五、  
 佐野 常民 五七、

(キ)

岸本 辰雄 二六、二六六、  
 清岡 公張 二八四、  
 木下 周一 二八六、  
 北島 治房 二八五、  
 清浦 奎吾 三五〇、

キンデルスン 四〇〇、

(ユ)

岩村 通俊 二九、二九〇、  
 岩本 干綱 三五五、

(ミ)

箕作 麟祥 二八二、二八三、二八四、二七、三五〇  
 三好 退藏 二八四、三五〇、  
 三坂 繁人 二八六、  
 宮城 浩藏 二八六、三五三、  
 ミラボー 五七、

(シ)

シユルチエ 五、一六、二五、二六、二九、  
 ジヤスチニヤン帝 一〇四、  
 シユボワー 一六〇、  
 ジョージ第三世 一七四、  
 島田 三郎 三九四、



(ヒ)

ビスマルク 一三、一六、一七、一八、  
ビヨーツル 五〇、五三、五三、

(モ)

モ ス セ 四、四四、四五、四六、四七、四八、  
モ 四二、四三、四九、五二、五四、  
モンテスキウ 一〇五、  
モンテシー 一二、  
モリス・ブロック 一五、一五、  
モ 二四、二四、二五、二五、  
本尾敬三郎 六五、  
森 懋 元一、

(セ)

セラドーシャン二世 一〇四、  
セルウキン(エル・チー) 四一〇、  
ゼームス(エル・チー) 四一〇、

(ス)

スタイン・ハルテンベルグ 八、一三、一四、一四、一六、  
ス 四九、五三、  
ス 一五、一五、  
ストアール 一六、  
周布公平 二一、二二、  
進 十 六 二五、

昭和十年七月十五日印刷  
昭和十年七月二十日發行

〔非賣品〕

校訂者 平塚篤

東京市杉並區上荻窪九六三

發行者 平塚篤

東京市本所區厩橋一ノ二七ノ二

印刷者 守岡功



秘書類纂  
法製  
不許  
複製  
關係  
資料

東京市麴町區内幸町一ノ三(大阪ビル内)

發行所 秘書類纂刊行會

電話銀座五一八一—九番



125N-17







